

最高裁人任第1377号

令和2年9月9日

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事補兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

くら かた
倉 方 ユリ

(発令希望日 令和2年9月29日)

判事補兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月29日)

補職さべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
東京地判事補兼 東京簡裁判事		倉 方 ユ リ	昭60.7.12	裁判所法第43条、同法 第44条第1項(職権特 例法第3条の3による場 合を含む)

兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

1丁

	二四	二三	一一	九	
	一	一二	一一	九	司法試験合格
	一六	一四	二七		司法修習生を命ずる
神戸地方裁判所判事補に任命する		司法修習生の修習終了			
最高裁判所	内閣	リ	最高裁判所	司法試験委員会	

裁 判 所		年号	出生地	現住所	本籍
月	日				
事					
項					
序					
名					
氏名	旧氏名	年月日の 出生年月日	昭和六十年七月十二日	倉方	くらかた

